

最大約 **150万円** が受け取れる



の復興給付金

一部損壊

以上の被害にあった住宅が対象です

給付申請はお済みですか？

東日本大震災で所有していた住宅が被害に遭われた方で、消費税率8%引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その後居住する場合、消費増税分相当の給付が受けられます。

重要 対象住宅と申請期限

対象住宅

被災住宅^(※)が福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」に所在する場合

2025年12月31日 までに引渡しを受けた住宅

被災住宅^(※)の所在地が岩手県・宮城県・福島県（上記以外）の場合

2024年12月31日 までに引渡しを受けた住宅

※：2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅

申請期限

住宅の引渡しから **1年以内**

申請書の
入手方法

●被災自治体の窓口で入手

●ホームページからダウンロード <https://fukko-kyufu.jp>

※申請書が入手できない場合は、下記の「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までお問合せください。

申請書の
郵送先

〒983-8799 仙台東郵便局私書箱 15 号 住まいの復興給付金申請係

■住まいの復興給付金事務局コールセンター

フリーダイヤル（無料）

0120-250-460

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日除く）

■住まいの復興給付金ホームページ

<https://fukko-kyufu.jp>

ホームページでは、制度内容の確認や給付金額のシミュレーションも行えます。



「住まいの復興給付金」申請相談会

申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済み申請書類の審査前の確認など、ご質問に相談員が直接お答えします。参加無料、予約不要です。

開催場所		開催日時	
いわき市	いわき市役所 1階 生活再建市民総合案内 (福島県いわき市平字梅本21)	2025年 6月20日(金)	10:30～15:30
		2025年 8月15日(金)	
		2025年 10月17日(金)	
		2025年 12月12日(金)	
		2026年 2月6日(金)	

- 混雑状況により、相談件数・相談時間を制限させていただく場合があります。
- 申請の受付は郵送受付のみです。申請相談会では申請書類の事前確認を行うことはできませんが、申請書類をご提出いただくことはできません。

台風・大雪等の天候悪化や地震等の災害、その他の理由により中止とさせていただくことがございます。

最新情報については

「住まいの復興給付金」ホームページ (<https://fukko-kyufu.jp>)、
またはコールセンター (0120-250-460) にてご確認ください。

・右記のQRコードから「申請相談会のご案内」にアクセスすることができます。

申請相談会の
最新情報はこちら /

